

## 山梨県管理の道路に関する賠償責任保険仕様書

山梨県（以下「甲」という。）と契約保険会社（以下「乙」という。）は、甲を被保険者とし、乙を保険者として締結する山梨県管理の道路に関する賠償責任保険契約（以下「保険契約」という。）の内容は次のとおりとする。

### 第1 保険約款等との関係

本件の保険契約に関し、この仕様書に定めのない事項については、乙の定める保険約款及びその特約条項（以下「保険約款等」という。）の規定を適用するものとする。

### 第2 保険契約

甲は、甲が道路法第18条第1項の道路管理者として管理する道路の全てを本件保険契約による保険に付し、乙はこの特約及び保険約款等の規定により損害をてん補するものとする。

### 第3 道路の定義

道路とは次のものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法第180号）にいう道路
- (2) 道路法に基づき甲が管理する供用開始前の道路（工事中の仮設道路及び甲が必要と認めて設置又は管理する道路で、区域決定又は変更の行われていないものも含む）
- (3) 道路の供用開始後不要物件として甲が管理しているもの
- (4) 前各号以外の道路で甲が上記道路として管理を行っており、その管理責任が甲に帰せられる道路
- (5) 前各号に該当する道路の付属物（道路法第2条第2項及び同法施行令第34条の3に規定するものをいう）

### 第4 道路延長の変更

甲は、保険契約期間中に甲が管理する道路延長に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。ただし、道路延長の変動が保険期間の始期における延長の10%以内の場合は、保険約款等の規定にかかわらず通知を要しないものとする。

### 第5 免責条項

地震、噴火、洪水、津波又はこれらに関連のある火災に起因した事故については、乙は、甲の損害をてん補する義務を免れるものとする。

## 第6 保険期間

保険期間は、令和8年6月1日午後4時から令和9年6月1日午後4時までとする。

## 第7 てん補限度額及び免責金額

保険契約におけるてん補限度額及び免責金額は、次のとおりとする。

- (1) てん補限度額 対人賠償 1名につき 3,000万円  
1事故につき 5億円  
対物賠償 1事故につき 1,000万円
- (2) 免責金額は設定しない。

## 第8 保険事故の通報

- 1 甲は、第3に規定する道路に起因して甲に賠償責任が生ずるおそれのある事実を認知した場合は、その状況を示談交渉等に着手する前に乙に通報するものとする。
- 2 乙は、前項の通報があった場合には、当該事故に係る情報を管理し、甲の損害賠償に係る事務を補助するものとする。

## 第9 示談交渉等への協力

乙は、甲の求めに応じて事故との因果関係及び損害額の調査結果等を甲に報告し、若しくは甲が賠償すべき責任の有無及び賠償額の算定について甲に助言し、又は甲、乙協議のうえ、乙の査定員若しくは弁護士を派遣するなど必要な協力をするものとする。

## 第10 訴訟等への対応

- 1 乙は第3に規定する道路に起因する損害賠償請求に係る訴訟が提起された場合、甲の求めに応じて乙が契約する弁護士を甲の訴訟代理人とすること又は甲がその他の者を訴訟代理人とすることに同意するものとする。
- 2 前項の訴訟における弁護士費用は、甲乙にて事前に協議を行い乙が顧問契約を締結している弁護士を訴訟代理人とした場合は乙が支払うものとし、甲がその他の者を訴訟代理人とした場合は甲が支払い、乙はその費用をてん補するものとする。

## 第11 賠償額の決定

甲は、賠償すべき額を決定し、又は変更しようとする場合は、予め乙に協議するものとする。

## 第12 保険金の支払い

- 1 甲は、前条の協議に基づき決定した賠償金に対する保険金の支払いを、乙に文書で請求し、乙は審査のうえ甲に保険金を支払うものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の求めに応じて甲に支払うべき保険金相当額を、甲が損害を賠償すべき者その他甲の指定する者に支払うことができるものとする。

### 第13 改廃

1 甲及び乙は、この特約を改廃しようとするときは、相手方に対し、1ヶ月前までに書面による予告をもって、この特約の改廃を申し込むことができるものとする。

2 前項の規定による申込を受けた者が、予告期間中に書面による反対の意思表示をしないときは、この予告期間の終了時に、前項の申込みに同意したものとみなす。

### 第14 有効期間

有効期間は、第6に規定する保険期間とする。ただし、保険約款等の改廃によりこの期間中にこの契約を解除した場合は、保険料の精算を要するものとする。

### 第15 個人情報の保護

乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 第16 合意管轄

保険契約又はこの特約に関する訴訟は、甲府地方裁判所に提起するものとする。

### 第17 その他

この保険約款等に疑義が生じ、又はこの特約に定めのない事態が生じた場合は、甲乙協議して処理するものとする。

### 第18 その他

## <過去5年間支払状況> 令和7年3月末現在

|      |     |                      |
|------|-----|----------------------|
| R3年度 | 14件 | 2,112,534円 (未払い金を含む) |
|      | 内訳  | 既支払額 2,112,534円      |

|      |     |                      |
|------|-----|----------------------|
| R4年度 | 23件 | 6,453,630円 (未払い金を含む) |
|      | 内訳  | 既支払額 6,453,630円      |

|        |       |                             |
|--------|-------|-----------------------------|
| R 5 年度 | 2 5 件 | 7, 0 0 0, 0 0 0 円 (未払い金を含む) |
|        | 内訳    | 既支払額 6, 0 3 2, 7 6 1 円      |
|        |       | 支払い見込額 9 6 7, 2 3 9 円       |
| R 6 年度 | 1 9 件 | 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (未払い金を含む) |
|        | 内訳    | 既支払額 4, 5 2 3, 4 4 8 円      |
|        |       | 支払い見込額 1, 4 7 6, 5 5 2 円    |
| R 7 年度 | 2 2 件 | 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円         |
|        | 内訳    | 既支払額 1, 1 2 9, 5 4 9 円      |
|        |       | 支払い見込額 9, 8 7 0, 4 5 1 円    |

○保険対象道路

県管理の国道、県道から有料道路、徒歩による通行もできない通行不能箇所を除き、これに神奈川県から委託される「山中湖小山線」の神奈川県分 1. 6 km を加算した延長。

| 年度 | 県管理総延長<br>km | 有料道路<br>延長 | 通行不能   | 山中湖<br>小山線 | 保険対象<br>延長 | km当りの保<br>険料 円 |
|----|--------------|------------|--------|------------|------------|----------------|
| R3 | 1,849.5      | △ 33.1     | △ 16.0 | 1.6        | 1,802.0    | 5,113          |
| R4 | 1,841.6      | △ 27.9     | △ 16.0 | 1.6        | 1,794.1    | 4,651          |
| R5 | 1,838.4      | △ 27.9     | △ 16.0 | 1.6        | 1,796.1    | 4,452          |
| R6 | 1,841.0      | △ 27.9     | △ 16.0 | 1.6        | 1,798.7    | 4,493          |
| R7 | 1,829.4      | △ 27.9     | △ 16.0 | 1.6        | 1,787.1    | 4,108          |
|    | 1,840.0      | △28.9      | △16.0  | 1.6        | 1,796.6    | 3,987          |

\* 道路現況表による。

第 1 9 甲の解除権

甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記  
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し  
た者

2 前項の規程によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約額の10  
0分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。